

大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成	
細項目	③ 若年男性が <u>子供の安全</u> を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。	
該当施策名 (事業名)	子供の事故防止に関する取組の推進	
当該施策の背景・目的	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年300人以上亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 14,780 千円
	○	機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、関係省庁の連絡会議において、子供の事故防止策を検討・推進する。	
担当府省庁	消費者庁	
	消費者安全課	

子供の事故防止に向けた取組の推進について

関係省庁の協力を得て、消費者庁が子供の事故防止に資する**情報を集約・整理**

①事故情報の分析・共有

- 統計的な分析（人口動態統計個票の入手・分析）
- 事例の分析（医療機関NW、消防・警察の情報収集・分析等）
- 消費者意識調査の実施

②取組事例の共有

- 事業者の取組（キッズデザイン受賞作品等）
- NPO等の取組（出前講座や啓発資料作成等）
- 地方公共団体の取組（地方消費者行政推進交付金先駆的プログラム活用事例等）
- 国の取組（法令、ガイドライン、事故情報のデータベース等）

分析結果の公表

啓発資料の作成

取組事例集の作成

関係省庁の協力を得て、関係者に対し、事故防止対策の**推進を要請**

地方公共団体

（消費者行政部局、母子保健部局等）

- 啓発活動の実施 等

地域の関係者

（医療機関、NPO、PTA等）

- 啓発活動の実施 等

事業者

（メーカー、サービス業等）

- 安全な製品の普及
- 安全対策の推進

関係省庁が連携した啓発活動の**推進**

関係省庁

- イベントへの参加
- キャンペーン 等

大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(6) 男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成	
細項目	③若年男性が子供の安全を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。	
該当施策名 (事業名)	エシカル消費推進事業	
当該施策の背景・目的	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エシカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 27,290 千円 の内数 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 47,689 千円 の内数
	○	機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費者活動を行う「エシカル消費」の推進を行うため、消費者庁では「倫理的消費(エシカル消費)」研究会を実施し、普及啓発のためのシンポジウム、エシカル・ラボを開催しているが、それらに若年男性の活動を積極的に紹介するなどし、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高めると共に参加の働きかけを行う。 また、エシカル・ラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な啓発手法の開発等を検討する。	
担当府省庁	消費者庁	
	消費者教育・地方協力課	

エシカル消費推進事業

- ・消費者の意識の変化 → 環境や被災地の復興、開発途上国の労働者の生活改善等の社会的課題に配慮した商品・サービスを選択して消費することへの関心の高まり
- ・公正かつ持続可能な社会の形成への参画 → 消費者教育の視野が消費者市民社会の形成へ拡大（「消費者教育の推進に関する法律」平成24年法律第61号）

「倫理的消費」調査研究会

主な検討事項

- 人や社会・環境に配慮した消費行動である「倫理的消費（エシカル消費）」の内容やその必要性等について検討し、国民の理解を広め、日常生活での浸透を深めるためにどのような取組が必要なのかについて調査研究を行うため、平成27年5月から、「倫理的消費」調査研究会を開催。
- (1) 倫理的消費の必要性とその効果
 - ・倫理的消費の歴史
 - ・倫理的商品（エシカルプロダクツ）の事例
 - (2) 倫理的消費の定義・範囲
 - (3) 倫理的消費の度合い（エシカル度）を計る基準、指標
 - (4) 我が国における倫理的消費の実態調査
 - (5) 海外における倫理的消費の実態調査
 - (6) 倫理的消費を広く普及させていく上での課題と対応

平成27年度は研究会を6回開催（平成28年度は4回を予定）

中間とりまとめ

～あなたの消費が世界の未来を変える～
平成28年6月「倫理的消費」調査研究会 中間とりまとめ

○倫理的消費（エシカル消費）とは「地域の活性化や雇用なども含む、人や環境に配慮した消費行動」（消費者基本計画）

消費者それぞれが各自にとつての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと

配慮の対象とその具体例	
人	・障害者支援につながる商品
社会	・フェアトレード商品 ・香付きの商品
環境	・エコ商品 ・リサイクル製品 ・資源保護等の認証がある商品
地域	・地産地消 ・被災地産品

- 現状と積極的意義
 - 消費者の視点、事業者の視点、行政の視点それぞれからの意義
- 推進方策の方向性
 - ・国民による幅広い議論の喚起
 - ・様々な主体、分野の協働によるムーブメント作り
 - ・学校での教育などを通じた消費者の意識の更なる向上
 - ・事業者による消費者とのコミュニケーションの促進、推進体制の整備

エシカル・ラボ

平成27年12月10日から12日まで開催されたエコプロダクツ2015とタイミングを合わせ、エコプロダクツの参加者を始め、広く倫理的消費についての理解を深めるため、12月12日（日）同会場において消費者庁主催のシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催。

平成28年は倫理的消費への取組が盛んな徳島を本会場とし、東京会場及び鳥取県を中継で結び、7月24日（日）に開催。広く倫理的消費についての理解を深め、取組を推進するため、プログラムは倫理的消費に関する有識者と共に若年層が倫理的消費について学習できる構成とした。

プログラム：

- 第1部 エシカル・ニュース1
「世界のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
- 第2部 エシカル・トーク
「日本全国にエシカルの輪を広げよう！」
- 第3部 エシカル・ニュース2
「地域のホットなエシカル消費情報を知ろう！」
- 第4部 エシカル・メッセージ
倫理的消費に関する若者からのメッセージ発表



今後の方策

- ・国内外の先進的な取組等の調査研究
- ・モデル事業の実施
- ・普及のための多様な主体の推進組織（プラットフォーム）の検討
- ・啓発イベント「エシカル・ラボ」の開催

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 28
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(1)政治分野における女性の参画拡大	
細項目	① 国の政治における女性の参画拡大に向けて、政府から各政党に対して、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討を引き続き要請するとともに、各政党における自主的な検討が進められるよう、参考となる情報等の提供を行う。	
該当施策名 (事業名)	政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供	
当該施策の背景・目的	政府は、第4次男女共同参画基本計画に基づいて、各政党に対し、女性活躍推進法に基づき民間が行う取組内容を踏まえ、女性活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成の取組を含めた行動計画の策定や情報開示に向けた自主的な取組等のポジティブ・アクションの実施を要請している。これを踏まえ、政党等の政治分野への女性参画拡大のために参考となるよう、政府として必要な調査及び情報提供を積極的に行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 7,995 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であり、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行う。 具体的には、第4次男女共同参画基本計画に基づき、①クオータ制等ポジティブ・アクション導入について各政党において検討が進められるよう調査研究を行い、②国や地方の政治分野における女性の参画状況(女性党员、女性役員、女性候補者等の比率等)等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課	

政治分野における女性の参画拡大に関する調査研究（内閣府男女共同参画局推進課）（新規）

平成29年度概算要求額 0.08億円（新規）

事業概要・目的

政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要。

しかしながら、我が国の国会議員に占める女性の比率は、平成28年6月現在、衆議院議員で9.5%で、世界191か国中155位と、我が国の政治分野における女性の参画状況は、国際的にみて、依然として低い水準に留まっている。

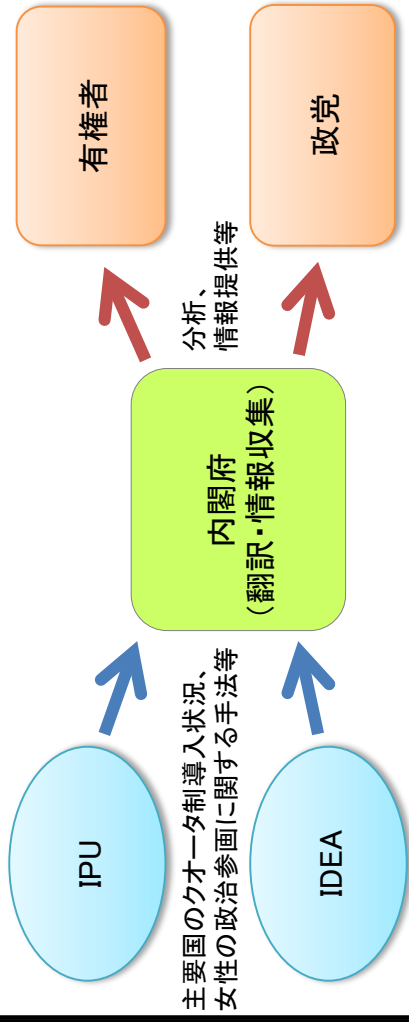
第4次男女共同参画基本計画では、衆議院議員及び参議院議員の候補者に占める女性の割合を平成32年までに30%とする目標を、政府が政党に働きかける際に示す努力目標として設定するとともに、各政党に対し、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等に向けた自主的な取組等の実施を要請することとしている。また、**政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行うとしている。**

具体的には、同計画に基づき、①クオータ制等ポジティブ・アクション導入について各政党において検討が進められるよう調査研究を行い、②国や地方の政治分野における女性の参画状況（女性党員、女性役員、女性候補者等の比率等）等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。

事業イメージ・具体例

各国の議会が参加する列国議会同盟（Inter Parliamentary Union）の調査及び、政府間機関であるInternational IDEA等が中心となって運営するquotaProject（Global Database of Quotas for Women）等の調査に基づき、主要国のクオータ制の導入状況等を含め、女性の政治参画に関する手法等の様々な情報収集・翻訳作業を行い、我が国の女性の政治参画拡大に必要な分析を行う。

これらの作業により得た研究結果を体系的に整理し、内閣府HP等で公表し、分かりやすく見える化した情報提供を行うとともに、政党等に対しても積極的に情報提供を行う。



資金の流れ



期待される効果

政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入等の取組を促すとともに、効果的な施策を実施するための基礎資料を得ることが可能となる。

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 29
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(2) 女性活躍推進法の着実な施行の推進	
細項目	① 本年4月に完全施行された女性活躍推進法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行う。	
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進法施行等関連経費 (女性活躍推進法サイトの拡充、女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理)	
当該施策の背景・目的	<p>平成28年4月に女性活躍推進法が完全施行となり、国及び地方公共団体は、特定事業主行動計画の策定、職業選択に資する情報の公表が義務づけられた。加えて、同法により、地方公共団体においては、区域内の女性活躍に係る推進計画の策定が求められている。これらの取組状況等について、平成28年度に女性活躍推進法見える化サイトを開設し、広く一般に情報提供を行う。</p> <p>今後は、毎年1回以上公表する必要がある職業選択に資する情報の公表状況や、行動計画の実施状況について、調査・公表し、当該情報や行動計画等をよりわかりやすい形で情報提供できるようサイトを拡充する。</p> <p>また、法の施行状況の調査・分析を実施し、好事例の発信を行うこととともに、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。</p>	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 7,514 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 13,969 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>○女性活躍推進法サイトの拡充 国及び地方公共団体が毎年1回以上公表する必要がある女性の職業選択に資する情報の公表状況や、特定事業主行動計画の実施状況について、サイトで公表するとともに、当該情報や行動計画等について、各団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等サイトの拡充を図る。</p> <p>○女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理 特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等について、内閣府で調査を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。</p>	
担当府省庁	内閣府 男女共同参画局推進課	

女性活躍推進法施行等関連経費（内閣府男女共同参画局推進課）

平成29年度概算要求額 **0.14億円**

（28年度予算額 0.08億円）

事業概要・目的

平成28年4月に女性活躍推進法が完全施行となり、国及び地方公共団体は、特定事業主行動計画の策定、職業選択に資する情報の公表が義務づけられた。加えて、同法により、地方公共団体においては、区域内の女性活躍に係る推進計画の策定が求められており、これらの取組状況等について、広く一般に情報提供を行うことが必要となる。

これを受け、内閣府では、平成28年度に特定事業主行動計画の策定状況、職業選択に資する情報の公表状況、推進計画の策定状況等を一覧で閲覧することができるサイトをホームページ内に開設し、広く一般に情報提供を行うこととしている。毎年1回以上公表する必要がある職業選択に資する情報の公表状況や、行動計画の実施状況について、調査・公表し、当該情報や行動計画等をよりわかりやすい形で情報提供できるようにサイトを拡充・維持する。

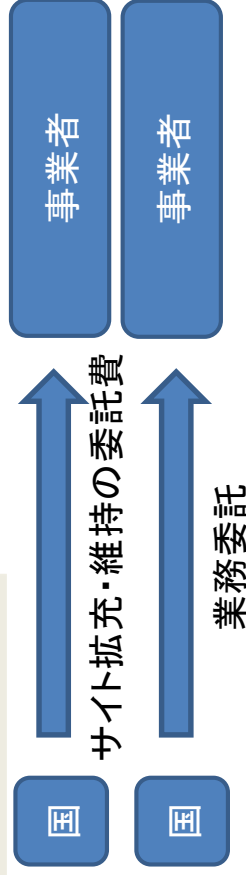
また、「女性活躍加速のための重点方針2016」において、法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行うこととしており、法施行状況について調査等を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。

事業イメージ・具体例

(1)女性活躍推進法サイトの拡充・維持経費【拡充】
国及び地方公共団体が毎年1回以上公表する必要がある女性の職業選択に資する情報の公表状況や、特定事業主行動計画の実施状況について、サイトで公表するとともに、当該情報や行動計画等について、各団体の情報を比較しやすく、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるように、検索機能や提供情報の充実等サイトの拡充を図る。

(2)女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理【新規】
特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等について、内閣府で調査を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。

資金の流れ



期待される効果

各団体の情報を比較しやすく、また、知りたい情報に容易にアクセスできるようにすることで、各団体間における取組に関する情報共有・連携が進み、各地方公共団体におけるさらなる取組の推進が期待される。また、詳細な調査により、法施行後3年の見直し検討に役立てる。

女性活躍推進法施行等関連経費

平成29年度概算要求額 0.14億円(平成28年度予算額 0.08億円)

＜目的・概要＞ 女性活躍推進法(平成28年4月完全施行)に基づく国及び地方公共団体の取組状況等について、各団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等見える化サイトの拡充を図る。

また、特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等について、調査を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。

＜見える化サイトの拡充＞

国及び約1,800の地方公共団体が策定した特定事業主行動計画、女性の職業選択に資する情報の公表状況、都道府県・市町村推進計画等に加え、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況についてもとりまとめ、一覧にてわかりやすく公開するとともに、法施行状況調査を踏まえた好事例等の情報提供等見える化サイトの拡充を行う。

○掲載例

- ・ 事業主行動計画に基づく取組の実施状況
- ・ 事業主行動計画の好事例、推進計画の好事例

＜法施行状況調査に基づく論点整理＞

特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等について、内閣府で調査を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。

【女性活躍推進法見える化サイト(イメージ)】

公表済	公表済率	公表済率の推移
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%

公表済	公表済率	公表済率の推移
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%
100%	100%	100%

※「第4次男女共同参画基本計画」、「女性活躍加速のため
の重点方針2016」を踏まえ実施

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 30
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成	
小項目	(2) 女性活躍推進法の着実な施行の推進	
細項目	① 本年4月に完全施行された女性活躍推進法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行う。	
該当施策名 (事業名)	女性活躍推進法の施行状況の調査・分析	
当該施策の背景・目的	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)により、従業員数301人以上の事業主について一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられていることから、同法の履行確保を図っていく必要がある。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円 28年度一次補正予算: 千円 28年度二次補正予算: 千円 29年度要求予算: 千円
		機構定員要求
	○ その他(具体的に)	法施行業務
当該施策概要	<p>女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況について、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、届出率を100%にするため一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の届出率(常時雇用労働者301人以上の企業) 98.2%)</p> <p>また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の状況についても、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、認定企業数の増加に向けて一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の認定企業数 126社)</p>	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課	